不妊治療を受けている方へ
治療費の一部を助成します

木更津市では、不妊治療を受けるご夫婦・パートナーを応援するため、
保険診療で行われる治療費の一部を助成します。

助成金の内容

【対象治療】**保険診療として行われる**一般不妊治療（タイミング法・人工授精）、
生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）
※令和8年4月1日以降に開始した治療が対象です。

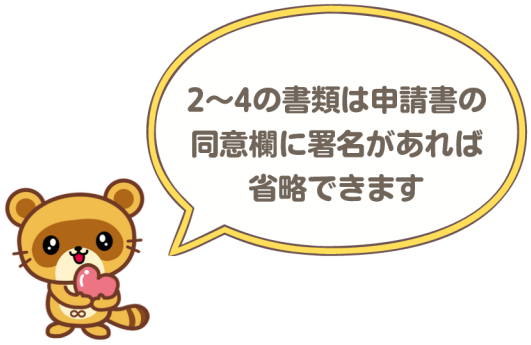
【対象者】　次の要件を全て満たしている方が対象です。
- 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある方
- 保険診療で一般不妊治療、生殖補助医療を実施し、治療実施時点及び申請時に夫婦のどちらかが木更津市民である方
- 申請日時点で夫婦の双方に市税の滞納がない方
- 他の自治体が実施する同様の助成を受けていない方

【助成金額】不妊治療の自己負担分から高額療養費や付加給付制度、
生命保険の給付等を控除した額の２分の１（1,000円未満切り捨て）

【助成上限】治療費：１年度あたり夫婦につき５万円
文書料：１年度あたり夫婦につき１万円

【申請期限】治療終了の翌日から１年以内

申請に必要なもの



1. **木更津市不妊治療費助成申請書兼請求書**
2. 婚姻を証する書類
3. 夫婦の住民票の写し
4. 市税の未納がないことを証する書類
5. **事実婚関係に関する申立書（事実婚関係の場合のみ）**
6. **不妊治療保険医療機関受診等証明書**
7. **医療機関が発行する領収書及び診療明細書**
8. **高額療養費及び付加給付制度に関する証明書（該当する場合のみ）**

【申請・お問い合わせ先】
〒２９２－８５０１　木更津市朝日３－８－１
木更津市役所　健康推進課
☎：0438-23-1300
✉：kensui@city.kisarazu.lg.jp

市ホームページ

申請の流れ

STEP 1
病院に証明書の作成を依頼

令和8年4月1日以降に開始した治療であることを確認の上、病院に「不妊治療保険医療機関受診等証明書」の作成を依頼

STEP 2
申請手続きの予約窓口で申請手続き

申請に必要なものを揃えていただき、事前にお電話でご予約の上、窓口で申請書類を提出

STEP 3
申請内容の審査決定通知書の送付

書類の審査後に助成の可否を決定、申請した方へ決定通知を送付
申請後概ね1～2か月程度で助成金を振込

よくあるお問い合わせ

Q1　令和8年4月1日より前から治療をしていますが、申請できますか。
A1　令和8年4月1日より前から治療している方でも、令和8年4月1日以降に治療計画を立てた分の治療については申請できます。
保険診療で不妊治療を行う際は、治療計画を最初に立てて実施する必要があり、治療計画を立てた日が治療の開始日になります。治療の状況に応じて定期的に計画を作成するものなので、ご自身の治療の開始日がわからない場合は病院へお問い合わせください。

Q2　現在治療中ですが、治療中でも申請できますか。
A2　治療中でも申請は可能ですが、申請の都度「不妊治療保険医療機関受診等証明書」を病院に作成してもらう必要があるため、終了後にまとめて申請することを推奨します。

Q3　高額療養費や付加給付等の給付金が後日振り込まれる予定なのですが、振り込まれるまで申請は待ったほうがいいですか。
A3　振り込まれる金額を確認できる書類がご用意できた時点で申請できます。